

## 病床機能分化連携基盤整備事業補助金交付要綱

	27	医国第56608号	平成27年11月2日
一部改正	28	医国第58956号	平成28年11月29日
一部改正	29	医国第31548号	平成29年8月16日
一部改正	30	医国第28430号	平成30年7月31日
一部改正	2	医国第21128号	令和2年6月26日
一部改正	3	医国第20620号	令和3年6月28日
一部改正	4	医国第219707号	令和4年7月22日
一部改正	5	医国第104853号	令和5年8月7日
一部改正	7	医政第34887号	令和7年5月7日
一部改正	7	医政第109383号	令和7年8月4日

香 川 県

## 病床機能分化連携基盤整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する香川県計画（以下「県計画」という。）に基づき、事業者が行う病床機能分化連携基盤整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12付け医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、地域医療構想の達成に向け、別表の第2欄に定める補助事業者（以下「補助事業者」という。）が行う回復期リハビリテーション病棟等の施設設備整備事業に要する経費を補助することにより、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、地域医療構想の達成に向け、補助事業者が実施する別表の第1欄の補助区分に定める整備を交付の対象とする。

### (交付額)

第4条 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを補助事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

### (交付の対象外費用)

第5条 この補助金のうち施設整備に係るものは、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価30万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業により整備した回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料又は地域包括医療病棟入院料を算定する病棟について、正当な理由がなく、これら以外の入院料を算定する病棟（地域包括医療病棟入院料を算定する病棟であって、主に急性期機能を提供するものを含む。）に変更してはならない。また、正当な理由があり変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類及び次の事項の決定過程が分かる理事会等の議事録を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類等を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

①機器の選定 ②入札参加資格 ③公告事項 ④入札参加資格の審査  
⑤現場説明事項 ⑥予定価格 ⑦落札業者

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(10) 事業を実施する場合には、一般競争入札に付するなど、原則として、県が行う契約手続きに準拠した方法により契約を締結しなければならない。

(11) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(12) 香川県の県税（個人県民税、延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に滞納がないこと。

#### （交付の申請）

第7条 この補助金の交付申請は、交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して、知事に提出することにより行うものとする。

#### （交付の決定）

第8条 知事は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

#### （交付請求）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、第2号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

#### （概算払）

第10条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

#### （実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、第3号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

#### （額の確定等）

第12条 知事は、前条の事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

#### （交付決定の取消）

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交

付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (3) この要綱又は補助金の交付決定条件に違反したとき。

(その他)

第14条 特別の事情により、この要綱に定める算定方法、手続き等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

## 別表

1 補助 区分	2 補助 事業者	3 基準額	4 対象経費	5 補助 率
1. 回復 期リハビ リテーシ ョン病棟 等への転 換に資す る整備	香川県内の 病院	施設整備費 整備後の病床1床当たり (1) 新築、増改築 9,000千円 (2) 改修 5,022千円	転換により回復期リハビリ テーション病棟入院料、地 域包括ケア病棟入院料若し くは地域包括医療病棟入院 料（主に回復期機能を提供 する病棟に限る。）を算定 する病棟又は地域包括ケア 入院医療管理料を算定する 病室等の新築、増改築、改 修に要する工事費又は工事 請負費	2分の1
	香川県内の 病院	設備整備費 1か所当たり11,000千円	転換により回復期リハビリ テーション病棟入院料、地 域包括ケア病棟入院料若し くは地域包括医療病棟入院 料（主に回復期機能を提供 する病棟に限る。）を算定 する病棟又は地域包括ケア 入院医療管理料を算定する 病室等として必要な医療機 器等（1品（当該医療機器 等の整備のために不可分な ものについては一式）につ き100千円以上のものに限 る。）の設備整備費（備品 購入費を含む。ただし、1 か所につき1,100千円に満 たない場合には対象としな いものとする。）	2分の1

2. 有床診療所における回復期機能の充実に資する整備	香川県内の有床診療所	<p>施設整備費</p> <p>基準面積450m<sup>2</sup> ×単価</p> <p>単価は、病棟の場合、鉄筋コンクリート200,800円、ブロック175,100円、診療棟の場合、鉄筋コンクリート224,300円、ブロック200,800円</p>	回復期機能の充実に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	2分の1
	香川県内の有床診療所	<p>設備整備費</p> <p>1か所当たり11,000千円</p>	<p>回復期機能の充実に必要な医療機器等（1品（当該医療機器等の整備のために不可分なものについては一式）につき100千円以上のものに限る。）の設備整備費（備品購入費を含む。ただし、1か所につき1,100千円に満たない場合には対象としないものとする。）</p>	2分の1